

下水道法第22条、同法施行令第15条及び同法施行規則第17条による資格要件

下水道法施行令第15条	区 分	要 件		資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数(上下段とも)		
		卒業又は終了した学校等	卒業又は修了した学科等	履修した学科目等	実施設計又は監督管理	
					処理施設 ポンプ施設	排水施設
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	2.0年 (1.0年)	1.0年 (0.5年)	
	旧制大学	土木工学科又はこれに相当する課程	—			
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学科目以外の学科目	3.0年 (1.5年)	1.5年 (1.0年)	
第3号	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれらに相当する課程	—	5.0年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)	
第4号	新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校	土木科又はこれらに相当する課程	—	7.0年 (3.5年)	3.5年 (2.0年)	
第5号	前4号に定める学歴のない者			10.0年 (5.0年)	5.0年 (2.5年)	
第6号 (下水道法施行規則第17条)	新制大学の大学院	5年以上在学(卒業)	下水道工学	0.5年 (0.5年)	0.5年 (0.5年)	
	新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	1.0年 (0.5年)	0.5年 (0.5年)	
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	4.0年 (2.0年)	2.0年 (1.0年)	
	国土建設学院等	上下水道工学科	—	5.0年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)	
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準じる。				
	指定講習: 日本下水道事業団	下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会			5.0年 (2.5年)	2.5年 (1.5年)
第7号	日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定	第1種技術検定合格		2.0年 (0.5年)	1.0年 (0.0年)	
		第2種技術検定合格		2.0年 (0.5年)	1.0年 (0.0年)	
第8号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として水道部門に合格した者		0.0年 (0.0年)	0.0年 (0.0年)	

注1 実務経験年数は、上段が関連インフラ(下水道・上水道・工業用水道・河川・道路)の経験を合算した全体年数を、下段括弧内が下水道の経験年数を表す。

注2 下水道の経験年数には、下水道事業に関わるもののほか、農業集落排水事業等も対象とする。

注3 実務経験年数は、制限付一般競争入札説明書の「3 配置予定技術者」の要件にて算定すること。